

洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う  
大田区色彩ガイドラインの修正・追加

【修正・追加部分一覧】

大田区色彩ガイドライン該当部分 (該当ページ・項目)		修正・追加	修正・追加の主な内容	本資料 ページ
P2	色彩基準の設定	修正	洗足池景観形成重点地区の追加に伴う適用除外、地区区分(図)、色彩基準の構成(表)の修正	1
-	景観形成重点地区の色彩基準	追加	洗足池景観形成重点地区の色彩基準の追加	2-5
P17	特定大規模建築物等の色彩基準	修正	洗足池景観形成重点地区の追加に伴う適用除外に関する文言の修正	6

洗足池景観形成重点地区の追加に伴う修正(下線部及び赤枠)

## 4) 色彩基準の設定

使用可能な色の範囲を示す色彩基準は、市街地類型及び景観形成重点地区、大田区景観条例に基づく特定大規模建築物等ごとに定めます。

景観形成重点地区については、市街地類型によらない地区独自の色彩基準を定めます。

また、特定大規模建築物等については、大規模建築物等が周辺の景観に与える影響が大きいことから、市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めます。ただし、国分寺崖線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区の特定大規模建築物等においては、各地区の色彩基準を適用します。

### ◆地区区分



※中央防波堤埋立地の帰属については、まだ決定していません。

### ◆面積比による色彩基準の設定

#### ●基本色

- 外壁の各面面積の4/5以上は、色彩基準における基本色の基準に適合した色彩とします。

#### ●強調色

- 外壁の各面面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を使用することができます。

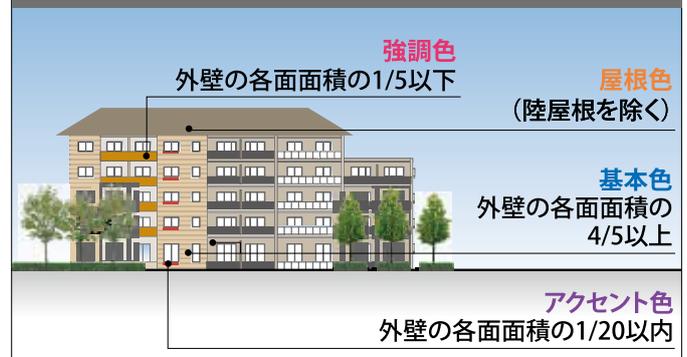
#### ●屋根色(陸屋根を除く)

- 屋根の色彩は、屋根の色彩基準に適合した色彩を使用します。

#### ●アクセント色

- 強調色の他にアクセントをつける場合は、外壁の各面面積の1/20に限り、全体の色彩を考慮した上で、自由な色彩を使用することができます。(国分寺崖線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区(住宅地内)を除く)
- 強調色とアクセント色の総量は外壁の各面面積の1/5以内とします。

### 色彩基準における面積比の考え方



### ◆色彩基準の構成

地区名		基準の区分			
		基本色	強調色	屋根色	アクセント色
全市街地類型(景観形成重点地区を除く)		○	○	—	○
景観形成重点地区	空港臨海部景観形成重点地区				○
	国分寺崖線景観形成重点地区				—
	多摩川景観形成重点地区				○
	呑川景観形成重点地区	○	○	○	○
	洗足池景観形成重点地区				—
	住宅地内				○
	中原街道沿道				○
特定大規模建築物等(国分寺崖線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区を除く)		○	○	—	○

## 5) 色彩基準の特例

○次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。

- 地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- 自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。
- 橋梁等で区民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
- コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分をもたないもの。

○工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。

○高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や空の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方を十分踏まえた計画とする必要があります。

## ⑦洗足池景観形成重点地区(住宅地内)

### (1)景観形成の目標

洗足池公園を中心としたうるおいのある自然環境や豊かな歴史的資源、良好な住宅地などが調和した景観づくり



### (2)景観形成の方針

- 洗足池駅や中原街道などからの見え方にも配慮しつつ、洗足池公園の公園景観の維持・保全を図ります。
- 洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と低層住宅の街並みが調和した景観づくりを進めます。
- 洗足池公園内及びその周辺に点在する歴史的資源を活かした景観づくりを進めます。
- 洗足池公園や歴史的資源等への歩行環境の快適性を高める景観づくりを進めます。
- 坂道などに見られる起伏のある地形、曲線の多い道路からの見え方に配慮した景観づくりを進めます。
- 洗足池公園や洗足池駅周辺(駅前、駅構内)からの見え方に配慮した景観づくりを進めます。

### (3)届出対象行為と規模

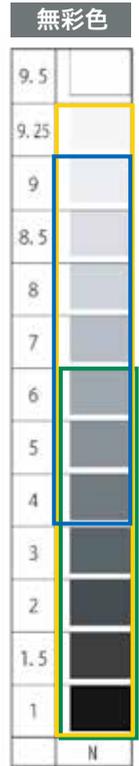
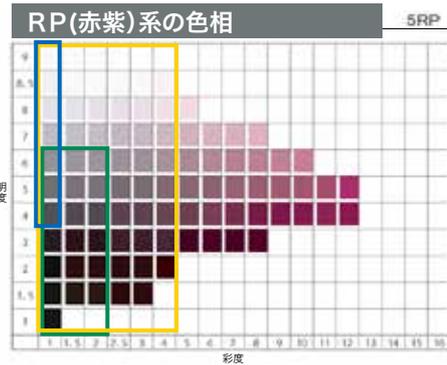
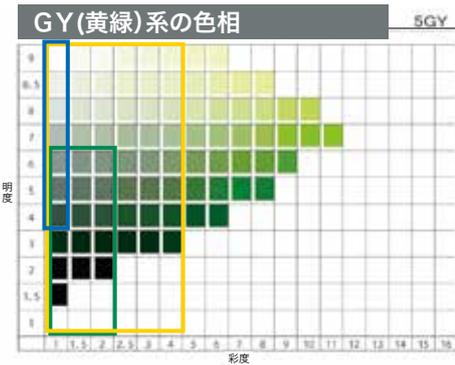
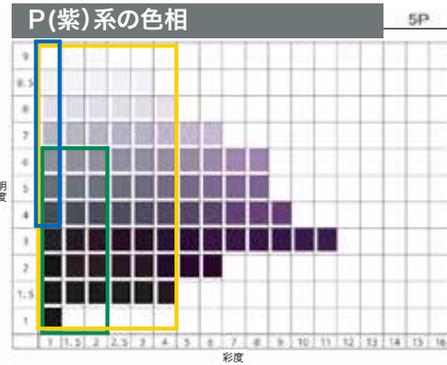
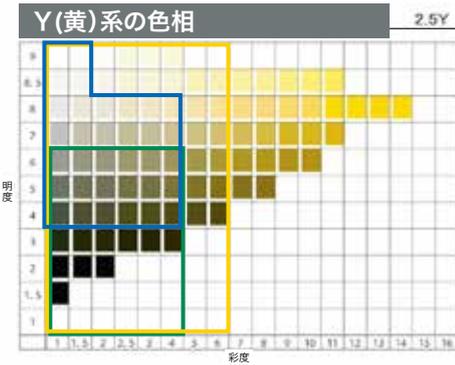
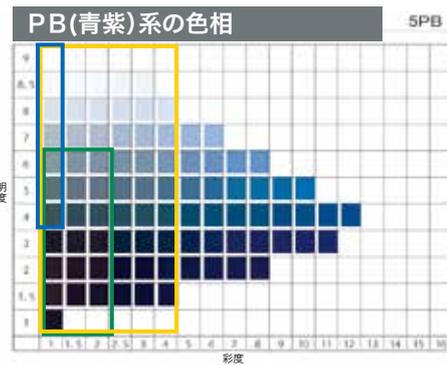
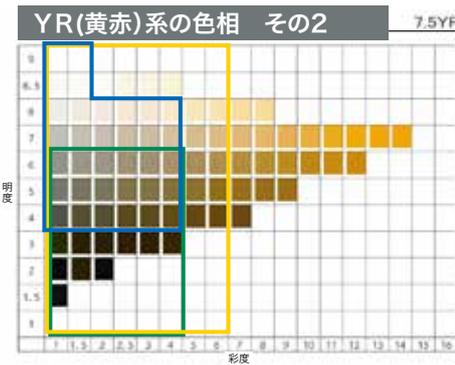
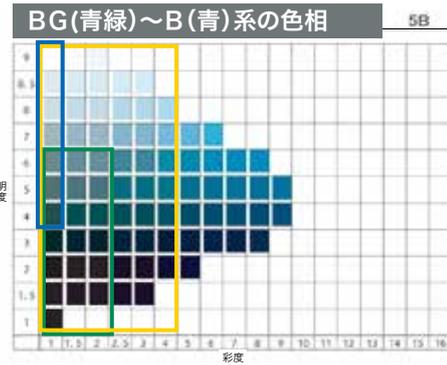
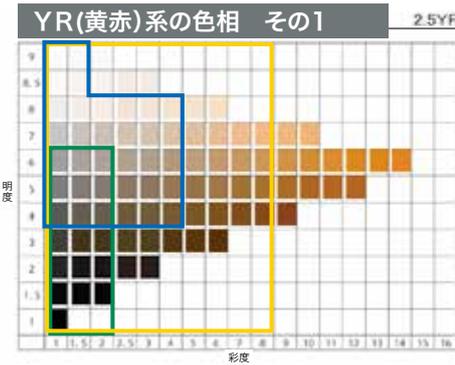
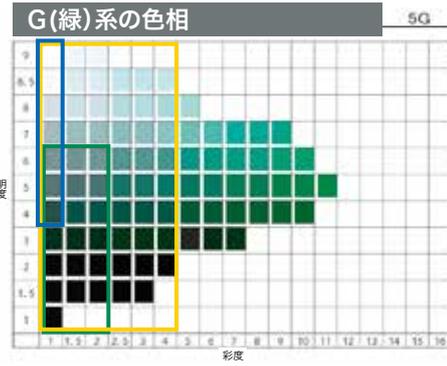
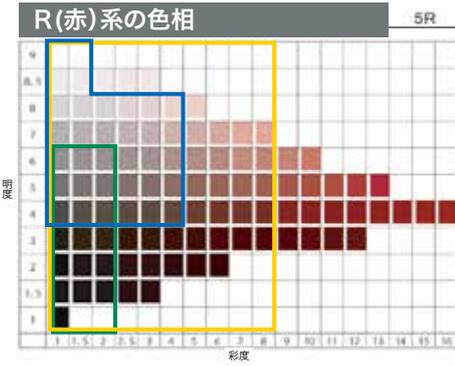
対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
		煙突等	昇降機、製造施設等
規模	全て	高さ≥10m	高さ≥10m又は築造面積≥1,000㎡

### (4)色彩の基本的な考え方

- 洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と低層住宅の街並みに調和した色彩を誘導します。
- 住宅地内の基本色は、洗足池公園の緑と調和した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。また、洗足池公園内から見える建築物については、緑との対比が極端に強い明るい色彩は避け、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。
- 屋根色は、洗足池公園の緑との調和を図り、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。また、周囲の街並みとの調和を図り、極端に暗い色彩は避けることとします。
- 住宅地内については、アクセント色の使用は不可とします。
- 市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めている特定大規模建築物等においても、本地区の色彩基準を適用します。

### (5)色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上9以下	—
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
		その他	4以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			—	—
強調色	無彩色	N	9.25以下	—
		0R ~ 4.9YR	—	8以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	4以下
屋根色	無彩色	N	6以下	—
		5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
	有彩色	その他	6以下	2以下



**凡例**

- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
- 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
- 屋根色の使用可能範囲

## ⑦洗足池景観形成重点地区（中原街道沿道）



### (1)景観形成の目標

洗足池公園を中心としたうるおいのある自然環境や豊かな歴史的資源、良好な住宅地などが調和した景観づくり

### (2)景観形成の方針

- 洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮するとともに、洗足池公園の緑と調和した景観づくりを進めます。
- 洗足池公園の入口にふさわしい洗足池駅前の景観づくりを進めます。
- 起伏のある地形、曲線のある道路を踏まえつつ、低層部と中高層部の見え方の違いに配慮した景観づくりを進めます。
- 洗足池公園等への歩行環境の快適性の向上、駅周辺や商店街のにぎわいの創出に配慮した沿道と一体となった景観づくりを進めます。

### (3)届出対象行為と規模

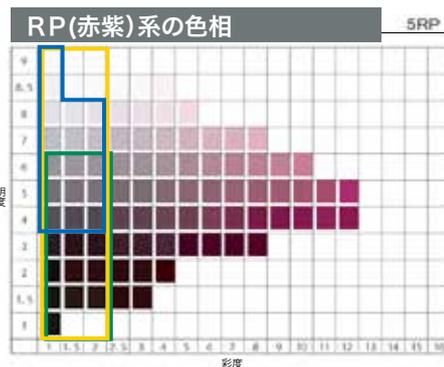
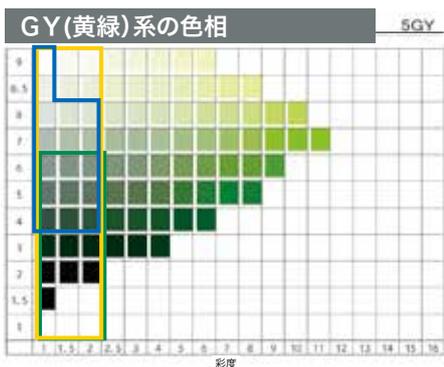
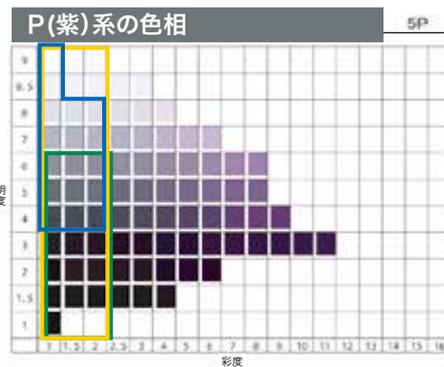
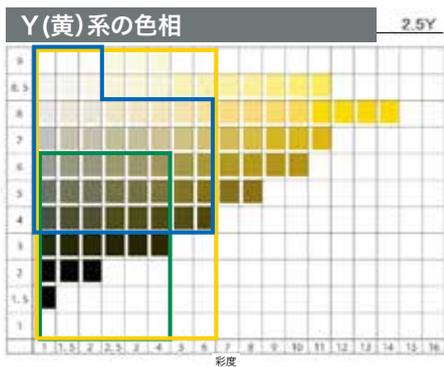
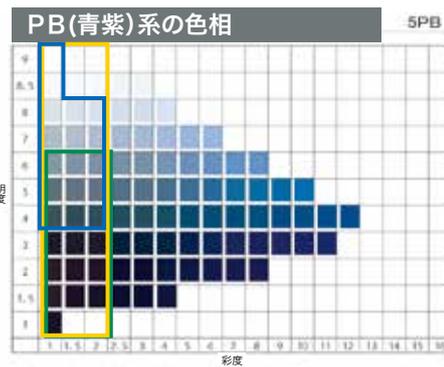
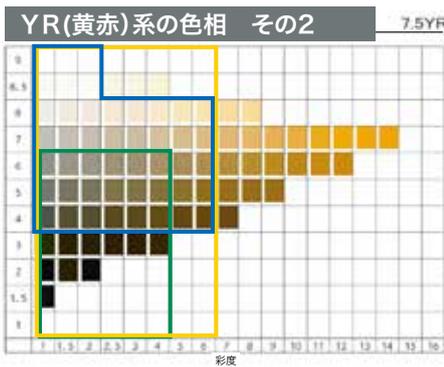
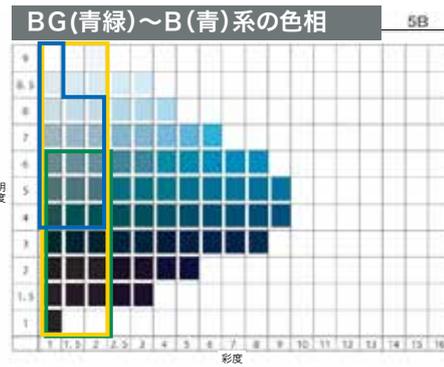
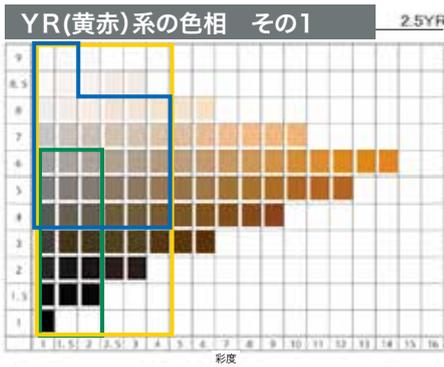
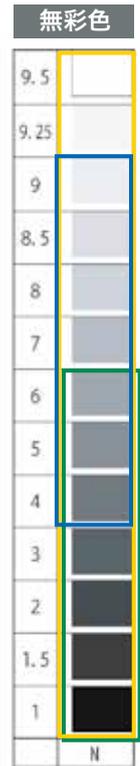
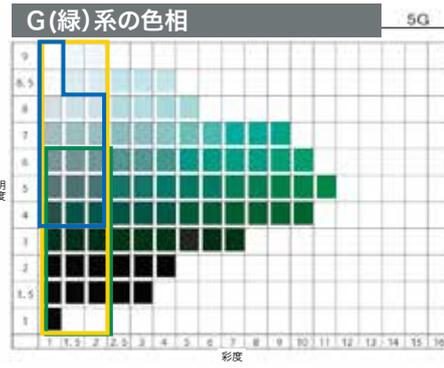
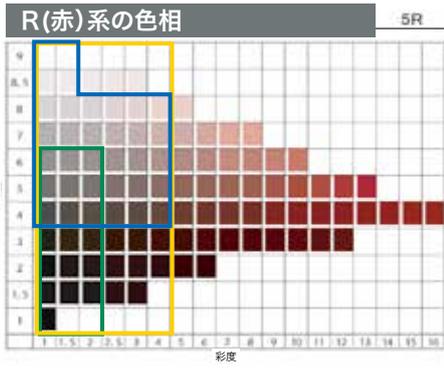
対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	
		煙突等	昇降機、製造施設等
規模	全て	高さ≥10m	高さ≥10m又は築造面積≥1,000㎡

### (4)色彩の基本的な考え方

- 洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と低層住宅の街並みに調和した色彩を誘導します。
- 中原街道沿道の基本色は、洗足池公園の緑から突出しないよう、彩度は緑と同程度とします。
- 屋根色は、洗足池公園の緑との調和を図り、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。また、周囲の街並みとの調和を図り、極端に暗い色彩は避けることとします。
- 市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めている特定大規模建築物等においても、本地区の色彩基準を適用します。

### (5)色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	4以上9以下	—
		0R ~ 4.9YR	4以上8.5未満 8.5以上	4以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	4以上8.5未満 8.5以上	6以下 2以下
			4以上8.5未満 8.5以上	2以下 1以下
		その他	—	—
			—	—
強調色	無彩色	N	—	—
		0R ~ 4.9YR	—	4以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	—	6以下
		その他	—	2以下
屋根色	無彩色	N	6以下	—
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	6以下	4以下
		その他	6以下	2以下



**凡例**

-  基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
-  強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
-  屋根色の使用可能範囲

## ⑧ 特定大規模建築物等

(国分寺産線景観形成重点地区、洗足池景観形成重点地区では適用しません)

### (1) 景観形成の目標

各市街地類型若しくは景観形成重点地区の、景観形成の目標の実現を図る。

### (2) 景観形成の方針

各市街地類型若しくは景観形成重点地区の、景観形成の方針に配慮する。



### (3) 届出対象行為と規模

対象行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
規模	高さ $\geq$ 45m又は延べ面積 $\geq$ 10,000 $\text{m}^2$	高さ $\geq$ 45m

### (4) 色彩の基本的な考え方

- 大田区の景観をより洗練させる、品格のある色彩を誘導します。
- 基本色は、品格のある低彩度色に限定するとともに、外観に大きな影響を与える強調色についても落ちつきが感じられる中彩度までの色彩とします。
- 強調色及びアクセント色は、主に建築物中低層部で用いることとします。

### (5) 色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度
基本色	無彩色	N	6以上	—
		0R ~ 4.9YR	6以上8.5未満 8.5以上	3以下 1.5以下
	有彩色	5.0YR ~ 5.0Y	6以上8.5未満 8.5以上	3以下 1.5以下
			6以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
		その他	6以上8.5未満 8.5以上	1以下 1以下
			—	—
強調色	無彩色	N	—	—
		0R ~ 4.9YR 5.0YR ~ 5.0Y	—	4以下 6以下
	有彩色	—	—	2以下
		—	—	—